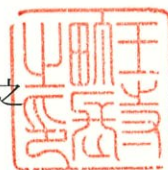




王 政 第 6 4 1 号
令和7年10月3日

香芝・王寺環境施設組合
管理者 三橋 和史 様

王寺町長 平 井 康 之



令和7年度香芝・王寺環境施設組合分担金（第3期分）の納入について

令和7年9月26日付香王環第178号で請求のあった令和7年度香芝・王寺環境施設組合分担金（第3期分）に含まれている①地元対策関連事業費償還金は、大阪高等裁判所にて係争中の令和6年（行コ）第137号債務不存在確認請求等控訴事件で主張しているとおり、「内容及び手続が違法・無効である」ため、王寺町に支払い義務はない。

また、②下水道新設工事負担金について、下水道新設工事は、香芝・王寺環境施設組合の事務ではなく、負担方法や負担額について王寺町は合意していない状況である。

このことから、令和7年度香芝・王寺環境施設組合分担金(第3期分)として、①地元対策関連事業償還金876,349円及び②下水道新設工事負担金39,600円を除く③分担金69,075,300円のみを納入する。